“がんばる”あなたを応援します！！
一関信用金庫

News Release

２０２６年 3月２６日
一 関 信 用 金 庫

しんきん通帳アプリの機能追加および サービス利用口座に関する特約の改定のお知らせ

平素は一関信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当金庫では、お客さまの利便性向上のため、下記のとおり「しんきん通帳アプリ」の機能の追加を行うとともに、「「しんきん通帳アプリ」サービス利用口座に関する特約」を改定しますのでご案内申し上げます。

記

１．機能追加日及び改定日　　２０２６年４月１日

２．追加する機能

定期積金のご契約が可能となります。

【ご契約いただける定期積金の概要】

契約期間	６か月、１年、２年、３年、４年、５年のいずれか
払込金額／単位	毎月１，０００円以上／１，０００円単位
払込方法	毎月の約定日に普通預金口座から自動振替いたします
適用金利	固定金利（契約時の店頭表示約定利回りを満期日まで適用します）
満期後の取扱い	満期日に自動解約し、普通預金口座に入金となります

３．「「しんきん通帳アプリ」サービス利用口座に関する特約」の改定内容

定期積金取引に関する注意事項の条文を追加いたします。

以上

＜本件に係るお問合せ先＞
一関信用金庫 事務部事務管理課
電話 0191－23－6111（代表）
※当金庫本支店窓口でもお受けいたします。

「しんきん通帳アプリ」サービス利用口座に関する特約

令和８年４月１日
一関信用金庫

１．（特約の適用範囲等）
（１）この特約は、「しんきん通帳アプリ」サービス利用口座（以下「通帳レス口座」という。）に適用される事項を定めます。
（２）この特約は、次の規定（以下「関連規定」という。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
①普通預金規定
②総合口座取引規定
③定期預金等規定
④懸賞金付定期預金「黄金」規定
⑤定期積金規定
⑥その他、しんきん通帳アプリ上で取り扱う商品・サービスの規定

２．（通帳レス口座）
（１）通帳レス口座とは、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて当金庫が提供するスマートフォン専用アプリ（以下「スマホアプリ」という。）の利用により入出金明細を確認いただく普通預金口座をいいます。
（２）預金口座の開設に当たっては、当金庫所定の手続により通帳を発行する預金口座（以下「有通帳口座」という。）のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。
（３）通帳レス口座は、キャッシュカードの発行およびスマホアプリへ対象となる預金口座の登録を必須とします。

３．（取扱店の範囲）
（１）通帳レス口座は、原則、現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。）のご利用またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金等）はご利用いただけません。
（２）当金庫の店舗をご利用の場合、通帳レス口座は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

４．（入出金明細の確認）
（１）通帳レス口座の入出金明細は、スマホアプリによりご確認いただけます。
（２）前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

５．（有通帳口座から通帳レス口座への切替え）
（１）有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、スマホアプリにより切り替えることが

できるものとします。
（２）有通帳口座を通帳レス口座に切り替えた場合、有通帳口座の通帳は、通帳レス口座に切り替えた時点でご利用いただけなくなります。
（３）切替え時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、通帳に記帳いたしません。当該入出金明細は、切替日の翌々日からスマホアプリで確認することができます。なお、切替え前に通帳に記帳されている入出金明細については、スマホアプリでの確認はできません。
（４）有通帳口座から通帳レス口座に切り替えた当日以降の入出金明細は、スマホアプリで確認ができます。

６．（通帳レス口座から有通帳口座への切替え）
（１）当金庫所定の手続により、通帳レス口座から有通帳口座に切り替えることができるものとします。
（２）通帳レス口座をスマホアプリから削除した場合または各種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替えが必要となります。
（３）新たに発行する通帳には、有通帳口座への切り替えた時点以降の入出金明細を記帳します。
（４）切替えには、当金庫所定の通帳発行手数料を申し受けます。

７．（預金の受入れ）
店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示またはスマホアプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

８．（預金の払戻し等）
（１）店頭における通帳レス口座のお取引をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示またはスマホアプリにおける有効な口座情報の提示を求めることがあります。
（２）当金庫は、前項のお取引の手続に加え、当該お取引を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまではお取引を行いません。

９．（スマホアプリによる定期預金取引に関する注意事項）
（１）スマホアプリにより当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約および預入れについては、スマホアプリに通帳レス口座として登録されている普通預金または総合口座の普通預金部分（通帳レス口座をふくむ。）をご登録いただく場合に受け付けます（以下、本条において「登録普通預金口座」という。）。
（２）スマホアプリを利用した定期預金取引においては、スマホアプリでの表示により通帳・証書の記載に代えることがあります。
（３）スマホアプリにおける定期預金の解約の場合、元金と利息を登録普通預金口座また

はお客さまが指定するお客さま名義の他の普通預金口座（登録普通預金口座と同一店舗の普通預金口座に限る。）へ振り替えます。

（４）当金庫が特に定める場合を除き、スマホアプリにて開設した定期預金口座のお取引店は、登録普通預金口座のお取引店とし、届出印鑑は登録普通預金口座の届出印鑑と共通とします。

（５）定期預金に関するお取引の取消しを行う場合は、店頭での手続が必要になりますので、店頭にてお申し出ください。

１０．（スマホアプリによる定期積金取引に関する注意事項）

（１）スマホアプリにより当金庫所定の定期積金取引を行うことができます。定期積金の新約については、同一名義でスマホアプリに普通預金口座または総合口座の普通預金部分（通帳レス口座を含む。）をご登録いただいた場合のみ、受け付けます（以下、本条において「登録普通預金口座」という。）。

（２）スマホアプリを利用した定期積金取引においては、スマホアプリでの表示により通帳・証書の記載に代えることがあります。

（３）毎月の掛込金については、原則、登録普通預金口座から振り替えます。また、満期日に、原則、掛込金振替元の登録普通預金口座に掛金総額と給付補填金を振り替えます。

（４）当金庫が特に定める場合を除き、スマホアプリにて開設した定期積金口座のお取引店は、登録普通預金口座のお取引店とし、届出印鑑は登録普通預金口座の届出印鑑と共通とします。

（５）定期積金に関するお取引の取消しを行う場合は、店頭での手続が必要になりますので、店頭にてお申し出ください。

１１．（通帳レス口座の解約）

（１）通帳レス口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示またはスマホアプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。

（２）通帳レス口座を解約した時点で、スマホアプリでは、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。

（３）通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。

１２．（特約の変更）

（１）この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上